

令和 4 年 4 月 1 日時点

吹田市都市公園条例施行規則（昭和 39 年吹田市規則第 23 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、吹田市都市公園条例（昭和 39 年吹田市条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公園の名称若しくは区域の変更又は廃止の公告）

第 2 条 条例第 3 条の規定により公告する事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 公園の名称を変更する場合 公園の新旧の名称及び位置並びに変更の期日
- (2) 公園の区域を変更する場合 公園の名称、位置及び新旧の区域並びに変更の期日
- (3) 公園を廃止する場合 公園の名称及び位置並びに廃止の期日

（許可の申請）

第 3 条 制限行為、公園施設の設置若しくは管理若しくは占用の許可（以下「使用許可」という。）又はその内容の変更の許可の申請書及び条例第 8 条第 3 項又は第 9 条第 4 項の設計書等は、正副 2 部を提出しなければならない。

- 2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可の期間の満了後引き続き同一の内容の使用許可を受けようとするときは、許可の期間の満了する日の 5 日前までに、市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、条例第 8 条第 3 項又は第 9 条第 4 項の設計書等の添付を省略させることができる。

（許可）

第 4 条 市長は、使用許可又はその内容の変更の許可をするときは、申請書の副本に必要な事項を記載して押印した許可証を申請者に交付する。

（許可の期間の上限）

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 制限行為の許可 1 年以内
- (2) 公園施設の設置又は管理の許可 5 年以内

- 2 条例第 10 条第 2 項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる占用物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号から第 5 号までに掲げる物件以外の物件 5 年以内
- (2) 郵便差出箱若しくは信書便差出箱又は公衆電話所 3 年以内
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる仮設工作物又は都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）第 12 条第 2 項第 9 号に掲げる施設 6 月以内
- (4) 法第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる仮設工作物、令第 12 条第 2 項第 7 号に掲げる工事用施設又は同項第 8 号に掲げる工事用材料の置場 3 月以内
- (5) 法第 7 条第 2 項に規定する社会福祉施設 10 年以内

- 3 使用許可の内容の変更の許可をする場合における前 2 項の規定の適用に関し必要

な事項は、市長が定める。

(届出)

第6条 条例第11条の届出は、届出に係る事実を証する書類を添えて行わなければならない。

- 2 使用者は、使用者又は保証人の氏名又は住所（法人にあつては、名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(使用料の額)

第7条 条例第12条第1項の市長が定める額は、条例別表第1から別表第3までに定める額とする。

- 2 使用料の額は、次に定めるところにより算定する。

- (1) 年を単位とする使用料の額を算定する場合において、許可の期間に1年未満の端数があるとき又は許可の期間が1年未満であるときは、月割計算により算定する。

- (2) 月を単位とする使用料の額を算定する場合又は前号の場合において、許可の期間に1月未満の端数があるとき又は許可の期間が1月未満であるときは、これを1月として算定する。

- (3) 平方メートル又はメートルを単位とする使用料の額を算定する場合において、使用許可の内容に1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるとき又は使用許可の内容が1平方メートル若しくは1メートル未満であるときは、これを1平方メートル又は1メートルとして算定する。

- (4) 前3号の規定により計算した額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、これを10円として算定する。

- 3 使用許可の内容の変更の許可を受けた場合の使用料の額は、前項各号及び次に定めるところにより算定する。

- (1) 制限行為の内容、設置する公園施設の種類、管理する公園施設の種類及び位置又は占用物件の種類の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容について新たに算定する。

- (2) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容のうち変更により追加する部分について新たに算定する。

(使用料の減額又は免除)

第8条 条例第12条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共的団体が主催して制限行為を行う場合は、免除する。

- (2) その他市長が特別の理由があると認める場合は、市長が定めるところにより減額し、又は免除する。

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書及び市長が必要と認める書類の正副2部を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地、代表者の氏名及び事業の内容。以下同じ。）

(2) 申請に係る制限行為の内容又は公園施設若しくは占用物件の種類

(3) 減額又は免除の理由

3 市長は、使用料の減額又は免除をするときは、使用料減額・免除申請書の副本に必要な事項を記載して押印した通知書を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第12条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 条例第12条第4項第1号に該当する場合 使用許可に基づく行為をすることができない期間に係る使用料の額

(2) 条例第12条第4項第2号に該当する場合（使用者の責めに帰することができない理由により使用許可を取り消した場合に限る。） 使用許可を取り消した期間に係る使用料の額

(3) 条例第12条第4項第3号に該当する場合 市長が定める額

2 年又は月を単位とする使用料の還付を行う場合において、還付の対象となる期間に1月未満の端数があるとき又は還付の対象となる期間が1月未満であるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した還付額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 許可を受けた制限行為の内容又は公園施設若しくは占用物件の種類

(保証人)

第10条 条例第14条第1項の保証人は、市内に居住する者でなければならない。

2 市長は、保証人が市内に居住しなくなつたときその他保証人が適当でないとき認めるときは、その変更を求めることができる。

3 保証人は、市に対し、使用者と連帯して、使用許可に基づく債務及び使用許可に基づく行為によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

(保証金)

第11条 条例第14条第1項の保証金の額は、当該使用料の額の3倍に相当する額とする。

2 保証金には、利子を付さない。

(遊園への準用)

第12条 第3条から前条までの規定は、遊園について準用する。

(指定管理者の指定)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書

(3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類

(4) 団体の概要を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第20条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第14条 指定管理者の指定の期間は、5年以上20年以下とする。

(指定管理者の遵守事項)

第15条 指定管理者は、市民が公園及び遊園（以下「公園等」という。）を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第20条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第20条第1項に規定する団体でなくなつたとき。

(2) 条例第20条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第17条 指定管理者が公園等の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第3条第2項前段、第4条及び第6条第2項中「市長」とあるのは、「市長又は指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第18条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 公園若しくは公園施設の管理運営又は公園の再整備に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第19条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第20条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第21条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第22条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第23条 選定委員会の庶務は、土木部公園みどり室において処理する。

(申請書等の様式)

第24条 条例及びこの規則に規定する申請書等の様式は、土木部長が定める。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、公園等の管理に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 …略…

附 則 (令和3年吹田市規則第20号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条の次に12条を加える改正規定(第17条に係る部分に限る。)は、令和4年4月1日から施行する。